

市民農園開設に係る詳細について

1. 農園利用方式による方法

農園利用方式とは、農地の貸し借りを行わず、開設者が農地で耕作を行い、利用者はその農作業の一部を体験する方式です。

①.開設の要件（農園利用方式）

- （1）農地の賃借手続きが不要で手軽に始めることができます。
- （2）営利目的ではない農作物の栽培の農作業体験を目的とします。

②.メリット（農園利用方式）

- （1）農地を貸し出すのではなく、利用者に農作業を体験してもらう形式なので、農地法などの規制を受けにくいです。
- （2）自ら農業経営を行いながら、市民農園を開設できます。
- （3）農地を区画割りして貸し出す必要がなく、開設手続きが比較的簡単です。
- （4）利用料を設定することで、収入を得ることができます。

2. 特定農地貸付法による方法

特定農地貸付法とは、一定の条件を満たす農地を、農業者以外の人に、営利を目的としない農作物の栽培のために貸し出すことを言います。主に市民農園を開設する際に利用する方式です。

①.開設の要件（特定農地貸付）

- （1）10a 未満の農地を対象とし、複数の区画において複数の者を農園利用の対象とします。
- （2）概ね5年間継続して開園できます。
- （3）営利目的ではない農作物の栽培のために貸し付けます。
- （4）樹木及び永年性植物は栽培できません。

②.メリット（特定農地貸付法）

- （1）農地法の権利移動の許可等が不要です。
- （2）自ら農業経営を行えなくなった遊休農地の活用ができます。
- （3）農地を区画割りして利用者に貸付を行うことにより、収入を得ることができます。